

令和 3 年 1 2 月 2 1 日提出

定例教育委員会会議議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和3年12月21日（火） 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 豊田 雅之 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 渡部 佳子 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 21 号	教育財産の取得について	2
議 案 第 22 号	教育財産の用途変更に伴う所管換えについて	5

5 報 告 事 項

(1) 報告第14号 臨時代理の報告について
市議会の議決を要する事件の議案(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案)について(8P)

(2) 報告第15号 臨時代理の報告について
市議会の議決を要する事件の議案(令和3年度教育費12月補正予算案)について(18P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第 2 1 号

教育財産の取得について

別紙のとおり教育財産の取得について、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 1 1 号の規定により、議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

金田西土地区画整理事業に係る金田小学校及び金田中学校敷地を購入することについて、教育委員会会議の議決を得ようとするものである。

教育財産の取得について

1 購入物件

(1) 金田小学校

- ・現 況 所在地 木更津市中島 2 9 3 1 番地 1
所管課 教育部教育総務課
- ①土地 所在地番 土地区画整理中のため未定
面 積 9, 1 7 8 m²
- ・変更物件 金田西土地区画整理事業として土地区画整理後、現在の土地 (1 7, 9 3 9 m²) に加え、金田小学校について将来の児童数増が見込まれることから、現在県有地となっている土地について県より購入 (別図 1)

(2) 金田中学校

- ・現 況 所在地 木更津市中島 2 8 2 0 番地
所管課 教育部教育総務課
- ①土地 所在地番 土地区画整理中のため未定
面 積 7, 9 1 3 m²
- ・変更物件 金田西土地区画整理事業として土地区画整理後、現在の土地 (1 3, 7 4 9 m²) に加え、金田中学校について将来の生徒数増が見込まれることから、現在県有地となっている土地について県より購入 (別図 1)

2 土地購入予定日

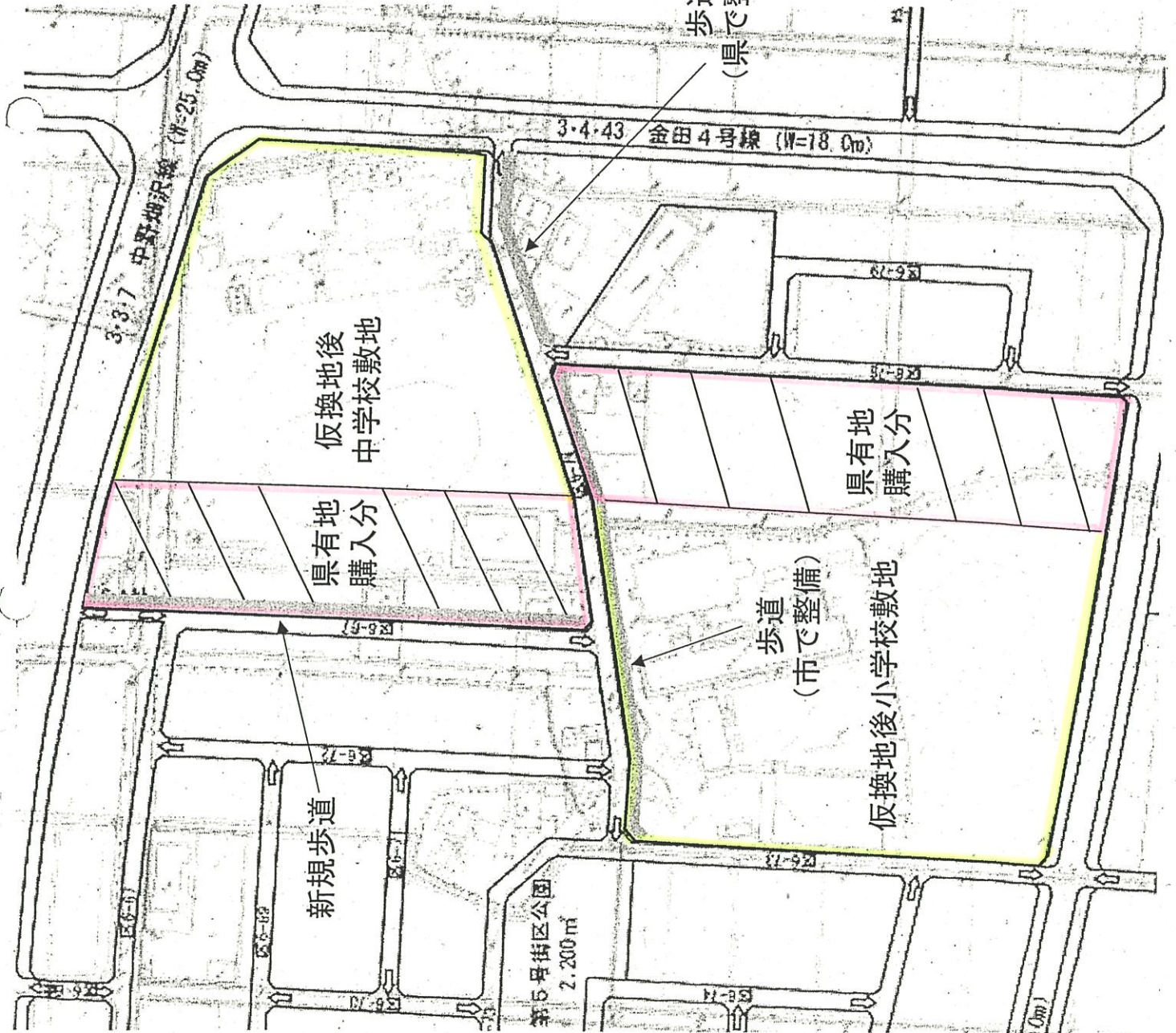
- (1) 金田小学校 令和 4 年度内
- (2) 金田中学校 令和 5 年度内

金田中学校

面積	
仮換地後	13,749 m^2
県有地	7,913 m^2
計	21,662 m^2

金田小学校

面積	
仮換地後	17,939 m^2
県有地	9,178 m^2
計	27,117 m^2



議案第 2 2 号

教育財産の用途変更に伴う所管換えについて

別紙のとおり教育財産の用途変更に伴う所管換えについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 1 1 号の規定により、議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

中郷小学校前の道路拡幅工事に伴い、学校敷地の一部の所管換えについて、教育委員会会議の議決を得ようとするものである。

教育財産の用途変更及び学校敷地の変更について

1 用途変更物件

(1) 中郷小学校

- ・現 況 所在地 木更津市井尻 9 7 8 番地
所管課 教育部教育総務課
- ①土地 所在地番 木更津市井尻字南後場 9 7 8 番
面 積 9, 3 4 4 m²
地 目 学校用地
- ・変更物件 中郷小学校前道路（一般県道 木更津根形線）拡幅工事に伴い、学校敷地の一部（1 1 5. 9 1 m²）を普通財産として総務部資産管理課へ所管換えし、県へ売却（別図 2）

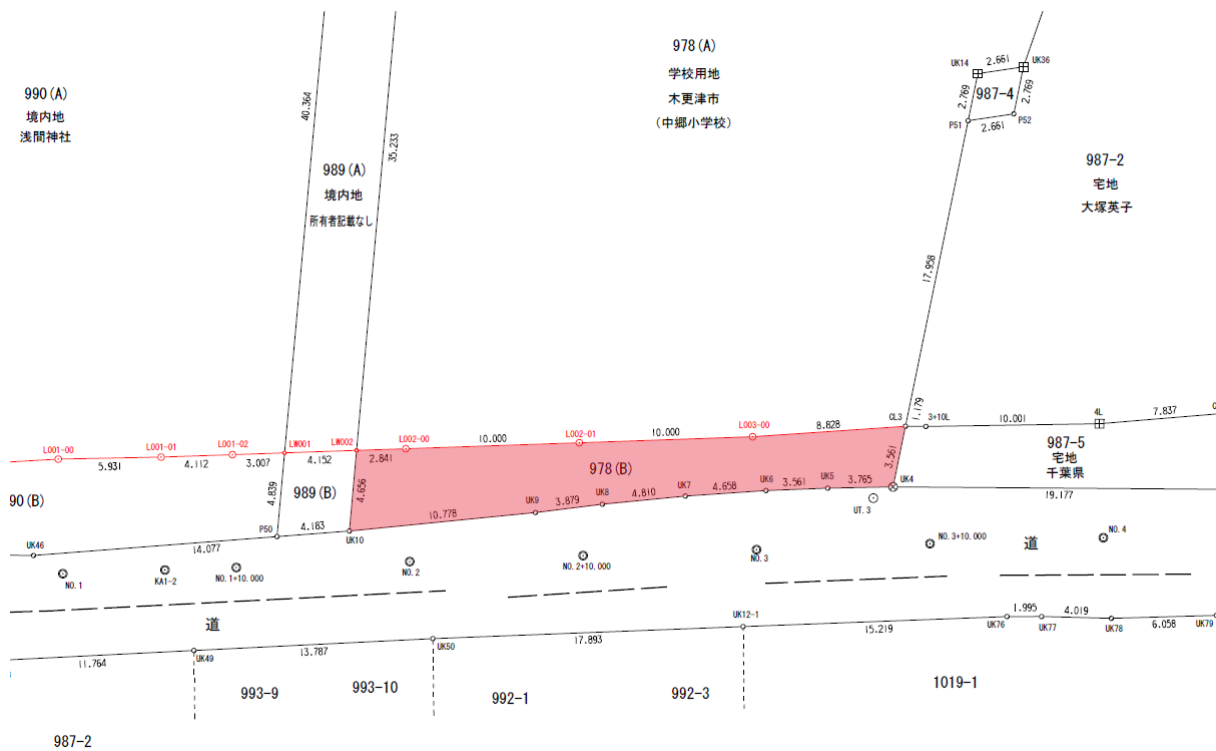
2 用途変更予定日

令和 4 年 2 月 2 8 日

1 中郷小学校



2 実測図



報告第 1 4 号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第 1 6 号

市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案）
について

別紙のとおり

木教総第539号

令和3年11月19日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘

(公印省略)

令和3年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る条例案の意見聴取
について(回答)

令和3年11月17日付け木職第1042号で意見を求められました標記の件につきまして、意見はございません。

木 職 第 1 0 4 2 号

令和3年11月17日

木更津市教育委員会教育長 廣部 昌弘 様

木更津市長 渡 辺 芳 邦

(公印省略)

令和3年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る
条例案の意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第29条の規定により、別添のとおり改正条例案を送付いたしますので、令和3年11月24日
までに回答願います。

記

- ・ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（令和3年12月1施行）



議案第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年木更津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和40年木更津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年木更津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

(木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年木更津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。

第24条第1項中「この場合において」の次に「、給与条例第18条第2項中「100分の

「112.5」とあるのは「100分の127.5」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

提案理由

令和3年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員及び特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

新旧対照表
○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第 1 条関係）

新	旧
職員の給与に関する条例 (期末手当) 第18条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略	職員の給与に関する条例 (期末手当) 第18条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略

新旧対照表
 ○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の207.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

新旧対照表
 ○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第 3 条関係）

新	旧
木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 (職員の給与に関する条例の適用除外等) 第 8 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第12条の 2、第18条第 2 項及び第19条の 3 の規定の適用については、給与条例第 2 条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の 2 第 3 項中「第 1 項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第 2 項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」と、第19条の 3 中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 (職員の給与に関する条例の適用除外等) 第 8 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第12条の 2、第18条第 2 項及び第19条の 3 の規定の適用については、給与条例第 2 条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の 2 第 3 項中「第 1 項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第 2 項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、第19条の 3 中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

新旧対照表

○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第 4 条関係）

新	旧
木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年 9 月 27 日 条例第 15 号 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第 13 条 給与条例第 18 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項、第 18 条の 2 並びに第 18 条の 3 の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第 18 条第 2 項中「100 分の 112.5」とあるのは、「100 分の 127.5」と読み替えるものとする。 2 略 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第 24 条 給与条例第 18 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項、第 18 条の 2 並びに第 18 条の 3 の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第 18 条第 2 項中「100 分の 112.5」とあるのは「100 分の 127.5」と、給与条例第 18 条第 4 項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2・3 略	木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年 9 月 27 日 条例第 15 号 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第 13 条 給与条例第 18 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項、第 18 条の 2 並びに第 18 条の 3 の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。 2 略 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第 24 条 給与条例第 18 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項、第 18 条の 2 並びに第 18 条の 3 の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第 18 条第 4 項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2・3 略

報告第 15 号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 12 月 21 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第 1 7 号

市議会の議決を要する事件の議案（令和 3 年度教育費 1 2 月補正予算案）について

別紙のとおり

木 教 総 第 5 4 3 号

令和3年11月24日

木更津市長 渡 辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘

(公印省略)

令和3年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の意見聴

取について(回答)

令和3年11月16日付け木財第817号で意見を求められました標記の件につきまして、
意見はございません。

令和3年度12月補正予算一覧

部等名 教育委員会

歳 入

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額 (A)	予算現額 (B)	補正額 (C)	補正後の額 (B+C)
50 分担金及び負担金	5 負担金	15 教育費負担金	4,652	4,652	0	4,652
55 使用料及び手数料	5 使用料	30 教育使用料	13,573	13,573	0	13,573
60 国庫支出金	5 国庫負担金	15 教育費国庫負担金	0	0	0	0
	10 国庫補助金	35 教育費国庫補助金	14,384	16,484	3,344	19,828
65 県支出金	5 県負担金	25 教育費県負担金	0	0	0	0
	10 県補助金	40 教育費県補助金	6,013	6,013	0	6,013
	15 県委託金	35 教育費県委託金	70	70	0	70
		40 事務処理の特例にかかる県委託金	64	64	0	64
70 財産収入	5 財産運用収入	10 利子及び配当金	7	7	0	7
75 寄附金	5 寄附金	30 教育費寄附金	0	630	500	1,130
80 繰入金	5 基金繰入金	35 生涯学習基金繰入金	0	0	0	0
		45 学校教育施設整備基金繰入金	0	0	0	0
		80 きさらづオーガニック給食基金繰入金	0	1,560	0	1,560
90 諸収入	10 市預金利子	5 市預金利子	0	0	0	0
	30 雑入	8 給食事業収入	630,394	630,394	0	630,394
		15 雑入	333,476	333,476	0	333,476
95 市債	5 市債	40 教育債	0	0	0	0
計			1,002,633	1,006,923	3,844	1,010,767

令和3年度12月補正予算一覧

部等名 教育委員会

歳 出

(単位：千円)

款 項 目	当初予算額	予算現額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A+B)
10 総務費	0	0	3,169	3,169
5 総務管理費	0	0	3,169	3,169
65 諸費	0	0	3,169	3,169
50 教育費	4,285,914	4,485,726	331,514	4,817,240
5 教育総務費	514,494	506,825	▲ 7,436	499,389
5 教育委員会費	16,663	16,417	▲ 1,195	15,222
10 事務局費	355,917	350,641	▲ 6,391	344,250
17 まなび支援センター費	141,914	139,767	150	139,917
10 小学校費	704,601	837,046	257,783	1,094,829
5 学校管理費	502,918	538,632	▲ 4,997	533,635
10 教育振興費	173,981	270,712	262,780	533,492
15 学校建設費	27,702	27,702	0	27,702
15 中学校費	663,188	707,644	53,623	761,267
5 学校管理費	496,939	498,006	51,772	549,778
10 教育振興費	166,249	209,638	1,851	211,489
15 学校建設費	0	0	0	0
20 幼稚園費	0	0	0	0
5 教育振興費	0	0	0	0
25 社会教育費	895,531	919,908	33,470	953,378
5 社会教育総務費	168,152	166,237	▲ 3,587	162,650
10 青少年育成費	11,731	11,672	100	11,772
15 公民館費	485,013	508,074	19,907	527,981
20 図書館費	142,526	145,208	18,871	164,079
25 少年自然の家費	11,678	11,678	0	11,678
27 博物館費	70,539	71,147	▲ 1,821	69,326
30 生涯学習まちづくり推進事業費	5,892	5,892	0	5,892
30 保健体育費	1,508,100	1,514,303	▲ 5,926	1,508,377
20 学校給食費	1,508,100	1,514,303	▲ 5,926	1,508,377

※人件費を含む

木 財 第 8 1 7 号

令和 3 年 1 1 月 1 6 日

木更津市教育委員会教育長 様

木更津市長 渡辺 芳邦

(公印省略)

令和 3 年 1 2 月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案
の意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年
法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、別添のとおり予算に関する説明書案
を送付します。

【問合せ先】

担当：財務部財政課 鈴木

内線：8 3 0 5



第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10. 総務費	5. 総務管理費	公共施設解体事業費	32,940
40. 土木費	10. 道路橋りょう費	道路ストック修繕事業費	20,000
		市道6431号線道路改良事業費	60,000
		市道122号線歩道改良事業費	10,000
50. 教育費	10. 小学校費	岩根地区排水路整備事業費	16,000
		木更津第二小学校校内通路整備事業費	25,372
		金田小学校グラウンド整備事業費	42,000
		金田小学校用地取得事業費	259,181

款	項	事業名	金額
50. 教育費	15. 中学校費	金田中学校グラウンド整備事業費	4,500
		波岡中学校屋内運動場屋根改修工事費	41,000
		岩根中学校バックネット改修工事費	9,000
	25. 社会教育費	図書館耐震対策事業費	4,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
金田地域交流センター指定管理料	令和3年度から 令和6年度まで	88,185
自転車駐車場指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	32,671
令和3年度分学校給食調理業務委託(東清小、南清小、富来田小、中郷小、西清小、富来田中)	令和3年度から 令和4年度まで	81,812

2. 歳入

(単位：千円)

5款 市税 55款 使用料及び手数料 60款 国庫支出金

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 市税	19,515,939	670,131	20,186,070			
5 市民税	8,855,099	529,712	9,384,811			
5 個人	7,833,874	290,286	8,124,160	5 現年課税分	290,286	
10 法人	1,021,225	239,426	1,260,651	5 現年課税分	239,426	
10 固定資産税	7,812,990	130,939	7,943,929			
5 固定資産税	7,771,711	130,939	7,902,650	5 現年課税分	130,939	
15 軽自動車税	372,732	10,561	383,293			
20 種別割	362,732	10,561	373,293	5 現年課税分	10,561	
20 市たばこ税	1,067,900	27,800	1,095,700			
5 市たばこ税	1,067,900	27,800	1,095,700	5 現年課税分	27,800	
27 入湯税	31,250	△ 6,450	24,800			
5 入湯税	31,250	△ 6,450	24,800	5 現年課税分	△ 6,450	
30 都市計画税	1,375,968	△ 22,431	1,353,537			
5 都市計画税	1,375,968	△ 22,431	1,353,537	5 現年課税分	△ 22,431	
55 使用料及び手数料	919,237	1,235	920,472			
10 手数料	576,725	1,235	577,960			
5 総務手数料	71,808	1,235	73,043	5 総務手数料	1,235	1. 税務関係証明及び閲覧手数料 2. 戸籍関係手数料 3. 住民票関係手数料 4. 印鑑証明手数料
60 国庫支出金	9,760,186	411,962	10,172,148			
5 国庫負担金	7,055,756	376,391	7,432,147			
5 民生費国庫負担金	6,727,452	97,676	6,825,128	35 生活保護費負担金	97,676	

60款 国庫支出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 衛生費国庫負担金	328,304	278,715	607,019	5 保健衛生費負担金	278,715	1. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
10 国庫補助金	2,662,055	35,571	2,697,626			
5 総務費国庫補助金	1,031,389	△ 41,276	990,113	5 総務管理費補助金	△ 56,857	1. 特定防衛施設周辺整備調整交付金
				15 戸籍住民基本台帳費補助金	15,581	1. 個人番号カード関連事務交付金 15,185 2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 396
10 民生費国庫補助金	958,563	22,609	981,172	5 社会福祉費補助金	6,165	1. 地域生活支援事業費等国庫補助金 500 2. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5,665
				10 児童福祉費補助金	16,444	1. 子ども・子育て支援交付金
15 衛生費国庫補助金	276,403	47,896	324,299	5 保健衛生費補助金	47,896	1. 感染症予防事業費等国庫補助金 3,632 2. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 44,264
25 土木費国庫補助金	378,998	2,998	381,996	5 道路橋りょう費補助金	4,950	1. 防災・安全社会資本整備交付金
				10 都市計画費補助金	△ 1,952	1. 優良建築物等整備事業補助金
35 教育費国庫補助金	16,484	3,344	19,828	5 小学校教育補助金	2,280	1. 公立学校情報機器整備費補助金
				10 中学校費補助金	1,064	1. 公立学校情報機器整備費補助金

65款 県支出金 70款 財産収入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 県支出金	3,514,733	1,334	3,516,067			
5 県負担金	2,369,380	3,241	2,372,621			
5 民生費県負担金	2,342,432	3,241	2,345,673	25 生活保護費負担金	3,241	
10 県補助金	855,411	△ 13,580	841,831			
5 総務費県補助金	68,841	△ 40,352	28,489	5 総務管理費補助金	△ 40,352	1. 千葉県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金
10 民生費県補助金	525,092	18,258	543,350	5 社会福祉費補助金	250	1. 地域生活支援事業費等県補助金
20 農林水産業費県補助金	192,436	6,264	198,700	10 児童福祉費補助金	18,008	1. 保育所運営費等補助金 2. 子ども・子育て支援交付金
30 土木費県補助金	2,091	2,250	4,341	5 農業費補助金	6,264	1. 飼料用米等拡大支援事業補助金 2. 「環境にやさしい農業」推進事業費補助金
15 県委託金	289,942	11,673	301,615	10 住宅費補助金	2,250	1. 空き家等対策推進事業補助金
5 総務費県委託金	271,208	11,673	282,881	20 選挙費委託金	13,623	1. 千葉県知事選挙費委託金
				25 統計調査費委託金	△ 1,950	1. 経済センサス(活動調査)委託金 2. 学校基本調査委託金 3. 工業統計調査委託金
70 財産収入	86,670	2,794	89,464			
5 財産運用収入	86,669	2,794	89,463			
10 利子及びひ配当金	12,077	2,794	14,871	15 株式配当金	2,794	1. 株式会社ジェイコム千葉株式配当金

75款 寄附金 80款 繰入金 90款 諸収入 (単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 寄附金	123,446	2,340	125,786			
5 寄附金	123,446	2,340	125,786			
5 総務費寄附金	100,800	600	101,400	15 企画費寄附金	600	1. 国際施策推進寄附金
15 衛生費寄附金	0	1,240	1,240	10 保健衛生費寄附金	1,240	
30 教育費寄附金	630	500	1,130	10 小学校費寄附金	500	
80 繰入金	857,328	△ 360,762	496,566			
5 基金繰入金	857,328	△ 360,762	496,566			
5 財政調整基金繰入金	782,444	△ 365,328	417,116	5 財政調整基金繰入金	△ 365,328	
14 特定防衛施設周辺整備基金繰入金	52,968	2,500	55,468	5 特定防衛施設周辺整備基金繰入金	2,500	
18 霊園基金繰入金	11,619	1,500	13,119	5 霊園基金繰入金	1,500	
48 産業振興基金繰入金	2,505	566	3,071	5 産業振興基金繰入金	566	
90 諸収入	1,578,085	9,804	1,587,889			
30 雑入	1,210,305	9,804	1,220,109			
5 弁償金	16	1,287	1,303	5 弁償金	1,287	
15 雑入	565,801	8,517	574,318	10 雑入	8,517	1. 千葉県水産多面的機能発揮対策地域協議会負担金返還金 2. 緑化推進事業交付金 3. 木更津飛行場等使用料 4. ネーミングライツ料
						10,705 9 △ 2,428 231

(単位：千円)

10款 総務費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
65 諸費	70,040	45,900	115,940				45,900	18 負担金、補助及び交付金	6,702	1. 過年度児童虐待・D V 対策等総合支援事業費国庫補助金返還金 89 2. 君津郡市広域市町村圏事務組合交付金 6,702 3. 過年度学校施設環境改善交付金返還金 3,169 4. 過年度障害者総合支援事業費補助金返還金 617 5. 過年度地域生活支援事業費等国庫補助金返還金 6 6. 過年度ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費 148 7. 過年度ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費 30,510 8. 過年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費 2,688 9. 過年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費 60 10. 過年度母子家庭等対策費国庫補助金返還金 1,428 11. 過年度児童措置費国庫負担金返還金（母子生活支援施設） 483
10 徴税費	488,302	△22,209	466,093	△1,812			△20,397			
5 税務総務費	369,389	△23,511	345,878				△23,511	2 給料	△12,000	1. 一般職人件費 △23,631

- 31 -

(単位：千円)

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額	
					国県支出金	地方債	その他			
50 教育費	4,490,076	331,514	4,821,590	6,548		500	324,466			
5 教育総務費	506,825	△7,436	499,389				△7,436			
5 教育委員会 費	16,417	△1,195	15,222				△1,195	3 職員手当等	△1,088	1. 特別職人件費 △1,195
10 事務局費	350,641	△6,391	344,250				△6,391	4 共済費	△107	(1) 常勤特別職人件費
								2 給料	△2,500	1. 一般職人件費 △6,561
								3 職員手当等	△3,190	2. 会計年度任用職員人件費 170
								4 共済費	△701	
17 まなび支援 センター費	139,767	150	139,917				150	4 共済費	150	1. 会計年度任用職員人件費
10 小学校費	837,046	257,783	1,094,829	3,361		500	253,922			
5 学校管理費	538,632	△4,997	533,635	1,081			△6,078	3 職員手当等	486	1. 一般職人件費 601
								4 共済費	115	2. 学校水泳指導民間活力導入事業費 △6,502
								12 委託料	△6,898	3. 新型コロナウイルス感染症対策事業費
								14 工事請負費	1,300	1,300
										(1) 小学校施設新型コロナウイルス感染症予防改 修等事業費
										4. 学校水泳指導児童送迎用バス運行委託事業費 △396
10 教育振興費	270,712	2,780	273,492	2,280		500	0	10 需用費	5	1. コンピュータ教育事業費 2,280
								14 工事請負費	495	(1) 小学校G I G Aスクール通信機器整備事業費
								17 備品購入費	2,280	2. 高柳小学校教育環境等整備事業費 500
15 学校建設費	27,702	260,000	287,702				260,000	12 委託料	3,627	1. 施設建設事業費 260,000
								16 公有財産購 入費	256,373	(1) 金田小学校用地取得事業費

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額			
	国県支出金	地方債	その他							
15 中学校費	707,644	53,623	761,267	△2,936			56,559			
5 学校管理費	498,006	51,772	549,778	△4,000			55,772	1 報酬	△400	1. 一般職人件費 △48
								3 職員手当等	△103	2. 会計年度任用職員人件費 △600
								4 共済費	△145	3. 学校施設改修事業費 52,420
								14 工事請負費	52,420	(1) 中学校施設改修事業費 2,420
										(2) 岩根西中学校渡り廊下改築工事費
										(3) 波岡中学校屋内運動場屋根改修工事費 41,000
										(4) 岩根中学校バックネット改修工事費 9,000
10 教育振興費	209,638	1,064	210,702	1,064			0	17 備品購入費	1,064	1. コンピュータ教育事業費 1,064
15 学校建設費	0	787	787				787	12 委託料	787	(1) 中学校 G I G A スクール通信機器整備事業費 787
25 社会教育費	919,908	33,470	953,378	13,123			20,347			
5 社会教育総務費	166,237	△3,587	162,650				△3,587	2 給料	△1,800	1. 一般職人件費
								3 職員手当等	△1,141	
								4 共済費	△646	
10 青少年育成費	11,672	100	11,772				100	1 報酬	100	1. 会計年度任用職員人件費
15 公民館費	508,074	19,907	527,981	△1,649			21,556	2 給料	13,179	1. 一般職人件費 22,428
								3 職員手当等	4,888	2. 会計年度任用職員人件費 △200
								4 共済費	4,161	3. 公民館管理運営費 △579
								12 委託料	△579	4. 各種団体補助金 △455

- 33 -

[illegible]